

利府町介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の取扱いについて

1. 指定事業者の種類

町に申請し、総合事業を実施する事業者として指定を受けることで事業を実施できます。(町指定事業者)

これまで、みなし指定を受け事業を実施していた事業者が、平成30年4月1日以降も引き続き事業を実施するには、町の指定を受ける必要があります。

2. 変更・加算の届出

指定更新以外の届出は、次のとおりです。

指定種別	内容
みなし指定事業者	H30.3.31までは、「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」に係る変更・加算等の届出を介護予防サービス指定権者に届け出ていれば足りる、とされている。
町指定事業者	変更・加算等の届出について、本町に届け出る必要がある。

3. サービスコード

指定種別により、使用するサービスコードが異なります。なお、町指定事業者用サービスコード表(CSVデータ)は、本町ホームページにも掲載しています。

指定種別	提供サービス	サービスコード表名称	サービスコード種類
みなし指定事業者 (平成30年 3月31日まで)	第1号訪問事業 (訪問介護)	訪問型サービス(みなし)	A1
	第1号通所事業 (通所介護)	通所型サービス(みなし)	A5
町指定事業者	第1号訪問事業 (現行相当サービス)	訪問型サービス(独自)	A2
	第1号通所事業 (現行相当サービス)	通所型サービス(独自)	A6
	第1号訪問事業 (訪問型サービスA)	訪問型サービス (独自・定率)	A3
	第1号通所事業 (通所型サービスA)	通所型サービス (独自・定率)	A7

4. その他

- ・ 人員、設備及び運営に係る基準は、介護予防サービスと同様です。
- ・ 「事業対象者」であっても、「要支援認定者」であっても、使用するサービスコードは同一です。
- ・ 実施内容は変わりませんが、事業としては異なるため、定款、運営規程及び契約書等に関し、事業項目の追加や修正（第1号訪問事業、第1号通所事業等の名称）が必要です。
- ・ 介護予防サービスから総合事業の提供に切り替わる際、契約の再締結が必要です。
- ・ 「住所地特例者」に対しては取扱いが異なりますので、ご注意ください。